

平成 23 年 7 月 24 日から 8 月 1 日までの間の豪雨による災害に関する  
被災中小企業対策

1. 特別相談窓口の設置

新潟県及び福島県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構関東・東北支部及び関東・東北経済産業局に特別相談窓口を設置しました。

2. 災害復旧貸付の適用

今般の災害により被害を受けた新潟県及び福島県の中小企業者を対象に、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を別枠で融資を行う災害復旧貸付を適用します。

(注) 資金使途：運転資金又は設備資金

貸付限度額：日本公庫（中小事業 1. 5 億円、国民事業 3 千万円）

商工中金 1. 5 億円

貸付金利：基準金利（中小事業 1. 65%、国民事業 2. 15%）

（貸付期間 5 年以内の基準利率（平成 23 年 8 月 10 日現在））

3. 既往債務の返済条件緩和等の対応

今般の災害により被害を受けた新潟県及び福島県の中小企業者を対象に、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会において、返済猶予等既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化等について、被災中小企業者の実情に応じて対応します。

4. 小規模企業共済災害時即日貸付の適用

今般の災害により被害を受けた新潟県及び福島県の災害救助法適用地域の小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時即日貸付を適用します。

#### 5. 中小企業信用保険法の特例（今般の追加措置）

市町村長等から事業所または主要な事業用資産に係る罹災証明を受けた中小企業者に対して、一般保証とは別枠で保証します。（借入債務の額の100%を保証。保証限度額は無担保保証8千万円まで、普通保証2億円まで。）

	一般保険限度額	別枠保険限度枠
普通保険	2億円	+2億円
無担保保険	8,000万円	+8,000万円
特別小口保険	1,250万円	+1,250万円

※実施期限：平成24年3月8日まで。

#### 6. 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の延長

（今般の追加措置）

福島県只見町及び金山町の被災中小企業者等に対し、小規模企業者等設備導入資金貸付制度及び小規模企業設備貸与制度について、既往貸付金の償還期間を最大2年延長（7年以内→9年以内）します。